

ますな

VOL.148

令和4年1月1日号

目次

- P2 ■新年のごあいさつ
■手話体験教室を開催します
- P3 ■赤十字講習会救急法基礎講習を開催します
- P4 ■新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの方へ緊急貸付に関するご案内
- P5 ■新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内
- P6 ■赤い羽根共同募金実績報告【第2回送金】
■令和3年度生活サポーター養成講座参加者募集
- P7 ■子育て支援センターたまっ子らんどミニクリスマス会
■社協プレゼントQuizコーナー
- P8 ■善意の寄附のご紹介
■福祉機器貸出事業

発行：社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会
玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内
TEL：0968-71-0080 FAX：0968-72-0846
E-mail shakyo074-soumu@lake.ocn.ne.jp
URL <http://www.tamasha.jp>



この広報紙は、赤い羽根共同募金の配分金を財源に発行しています。

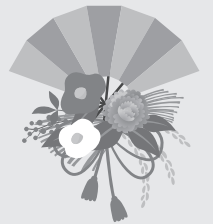
壬寅 2022





社会福祉法人
玉名市社会福祉協議会

会長 藏原 隆浩



新年 明けまして

おめでとうございます

皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

旧年中は、玉名市社会福祉協議会の運営ならびに事業活動に対しまして、多大なご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、少子高齢化や人口減少の進展により、核家族化や単身世帯の増加、そして地域コミュニティの機能の弱まりなど、地域社会を取り巻く状況が大きく変化し、それに加え、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、当たり前であった日常が激変し、地域福祉の原点である「つながり」が分断され、高齢者の孤立や子育てに対する不安、経済的困窮世帯への対応など、地域が抱える課題は深刻化し、さらにそれが顕在化してきています。

このような中、地域共生社会の実現に向けて、さまざまな方々が手を携えて連携共同する支援体制の構築が求められており、玉名市社会福祉協議会では、地域福祉を推進する中核的な団体として、引き続き地域住民の皆様や各関係機関・各種団体と連携・協働を図りながら「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進め、市民一人ひとりが自らの意思に基づいて尊厳のある生活を送れるよう支援に努めてまいりたいと考えております。

そして顔の見える関係づくりや住民相互のつながりを強め、互いに思いやりをもって支えあう地域社会の構築に取り組んでまいりますので、本年もより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方にとりまして、この一年が幸多き年となりますよう心から祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

令和3年度 手話体験教室の開催について

日 時：令和4年(4回実施)

2月18日(金) 2月25日(金) 3月4日(金) 3月11日(金)

時 間：午後7時～午後9時

場 所：玉名市福祉センター2F 会議室B

参加者：玉名市在住または玉名市に通勤通学されている方

定 員：20名 先着順

申 込：令和4年1月4日(火)～令和4年2月10日(木) 午後5時まで

講 師：熊本県ろう者福祉協会 横山龍介氏

協 力：熊本県手話サークル玉名わかぎ

主 催：玉名市社会福祉協議会

新型コロナウイルスの影響により延期または中止にする場合もございますので、ご了承ください。
新型コロナウイルス感染症対策を行い実施いたします。(アルコール消毒の徹底、検温、換気)
少しでも体調のすぐれない方はご遠慮いただきますよう併せてお願いいたします。

玉名市社会福祉協議会へ電話またはQRコードからお申し込みください。

☎0968-73-9050 担当：地域福祉課 穴井



十 赤十字講習会救急法基礎講習を開催します。

地震や自然災害、交通事故などはいつ起こるかわかりません。もし、そのような事態にあなたが対応できれば大事な命が救われるかもしれません。災害時に備え日赤救急法基礎講習を受講してみませんか？下記の内容で開催します。参加希望の方はお早めにお申し込みください。

受講資格：玉名市在住の方または玉名市に通勤通学
されている満15歳以上の方。

定員：10名 ※定員になり次第締め切ります。

【基礎講習】

傷病者の観察のしかたや一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた除細動、気道異物除去）など救急法の基礎講習です。

日時：令和4年2月19日（土）
10:00～16:00

※実技試験、筆記試験があります。

場所：玉名市福祉センター 3階 大広間



参加費
無料

申込期限：2月10日（木）まで

【持ってくるもの】

○筆記用具

○動きやすい服装（ジャージ等）で
ご参加ください。

- 新型コロナウイルス感染症対策を行い実施いたします。（換気、検温、アルコール消毒の徹底）
- 少しでも体調のすぐれない方はご遠慮いただきますようお願いします。
- 新型コロナウイルスの影響により中止する場合がございます。ご了承ください。
- 講習で使用する人形は一人一体準備します。
- 当日の会場内は飲食禁止です。マスク着用の上、ご参加ください。

お申込み・お問合せ先

日本赤十字社熊本県支部玉名市地区

TEL 73-9050（担当：古田）

Webでのお申し込みはQRコード
よりアクセスしてください。

【申込みフォームQRコード】⇒



新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの方へ緊急貸付に関するご案内

受付期間延長

令和4年
3月末まで

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少や失業等により、緊急かつ一時的な生計維持のための資金や生活再建までの資金の貸付を必要とする世帯

※新型コロナウイルスの影響で内定が取り消された方は対象ではありません。

緊急小口資金

- 貸付上限額 20万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内

総合支援資金

- 貸付上限額 2人以上世帯 月20万円以内
単身世帯 月15万円以内
- 貸付期間 原則 3か月以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 10年以内

■貸付利子／無利子 ■保証人／不要

■借入申込みに必要なもの

- ①世帯全員と続柄が記載された住民票(発行3か月以内)
- ②身分を証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証 等)
- ③申込者の預金通帳及び印鑑
- ④収入が減少・失業したことが確認できる書類
失業の場合・・・雇用保険受給者証、源泉徴収票、離職票、退職辞令等の写し
廃業の場合・・・個人事業の廃業届出の写し
減収の場合・・・収入が減少したことがわかる書類の写し

■貸付金の交付方法

各資金の申込書類を審査後、借入申込者が指定する金融機関口座に送金します。

○緊急小口資金：10日程度 ○総合支援資金：14日程度

■借入申込方法

- ①窓口での借入申込
必要書類をご準備のうえ、玉名市社会福祉協議会の窓口へお越しください。
○相談申込受付時間：午前10時～午後4時（土日祝日を除く）
- ②郵送による借入申込
熊本県社会福祉協議会ホームページ（www.fukushi-kumamoto.or.jp/）から関係書類を入手のうえ、必要な書類をご用意いただき、玉名市社会福祉協議会へ郵送してください。

お問合せ先・郵送先 〒865-0016 玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内
社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 地域福祉課まで TEL 71-0080 FAX 72-0846

特例貸付に関する相談コールセンター

各都道府県の社会福祉協議会では、休業や失業等により当面の生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。この特例貸付に関するお問い合わせを受け付ける専用ダイヤル「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」を設置しています。

〈個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター〉

0120-46-1999 受付時間／9:00～21:00(土日・祝日を含む)

〈緊急小口資金等の特例貸付における償還免除について〉

「償還免除は貸付種類ごとに一括して行い、借受人を世帯主が住民税非課税であれば償還免除の対象とする」こととなっています。

住民税非課税による償還免税の手続きは、償還開始前（措置期間中）に、社会福祉協議会から、借受人の方へ直接、ご案内いたしますのでお待ちください。その後、必要な書類を社会福祉協議会へ提出し、申請していただきます。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内 ～緊急小口資金などの特例貸し付けを利用できない人へ～

申請期間が令和4年3月31日まで延長になりました。

支給対象世帯

次のいずれかに該当し、

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

さらに以下の全てを満たしている世帯

■収入が、①+②の合計額を超えないこと

- ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
- ②生活保護の住宅扶助基準額

■資産が、上記①の6倍以下（ただし100万円以下）

要件	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
収入要件	111,000円	155,000円	183,000円	218,000円	252,000円	288,000円	326,000円	359,000円
資産要件	468,000円	690,000円	840,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円

■今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・月1回以上、自立相談支援機関の面接などを受ける。
 - ・月2回以上、公共職業安定所で職業相談などを受ける。
 - ・原則週1回以上、求人先へ応募を行う、または求人先の面接を受ける。
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

支給額・支給期間

■月額 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

■最大3か月（月々支給）

手続き方法

- 申請書類を記入し、玉名市役所くらしサポート課の窓口へ持参または郵送で提出してください。
- 申請書に必要な書類は、玉名市のホームページをご覧ください。

お問い合わせ

○くらしサポートホットライン TEL 75-1502（玉名市役所くらしサポート課）

【受付時間】 平日 8:30～17:15

○厚生労働省コールセンター TEL 0120-46-8030

【受付時間】 平日 9:00～17:00

**「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った、
振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！！**

戸別募金	4,287件	2,143,500円
大口募金	3件	24,000円
法人募金	6件	29,000円
職域募金	7件	513,828円
その他の募金	3件	13,252円
第2回送金額合計		2,723,580円
前回までの送金額合計		5,711,833円
送金額合計		8,435,413円

赤い羽根共同募金実績報告

赤い羽根共同募金【第2回送金】

令和3年11月20日入金分まで



法人募金

千代田屋化粧品店 / フランボワーズ / ふなつ豊株式会社 / 船津粉摺所 / 椎の木食堂 / 有明環境技研(株)天水営業所

大口募金

渡邊宣二 / 野田悦子 / 隈部トモ子

職域募金

玉名市役所 / 玉名ゆりかご保育園 / 岱山苑 / 敬愛保育園 / 第3民生委員児童委員協議会 / 岱明町民生委員児童委員協議会 / 玉名警察署

(敬称略・順不同)

ご協力ありがとうございました



令和3年度生活サポーター養成講座参加者募集

高齢者の日常生活の困りごとをお手伝いする担い手を養成する講座です。

あなたが、「できる時間に、できる活動で」地域を暮らしやすくしてみませんか？

- ◆日時 令和4年1月26日(水) 午後1時30分より
- ◆会場 玉名市福祉センター2階 会議室B (玉名市岩崎88番地4)
- ◆対象者 玉名市内在住者で「たまな生活サポートセンター」に登録し活動できる方、または活動に興味がある方 ※活動は、有償活動で行います。
- ◆定員 先着15名
- ◆受講費 無料
- ◆講座内容 ・地域の支え合い活動について ・コミュニケーションについて
・たまな生活サポートセンターについて
- ◆申込方法 所定の申込書にご記入のうえ、社会福祉協議会へFAXまたはご持参いただくか、お電話、Webにてお申込みください。
申込期限：**令和4年1月21日(金)まで**

- ・新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、講座を中止・延期する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・参加の際は、マスクの着用・手洗い・消毒液の利用をお願いします。
- ・たまな生活サポートセンターについては、玉名市社会福祉協議会のホームページまたは、広報誌きずな11月号(VOL.146)をご覧ください。

《申込み・お問合せ先》

たまな生活サポートセンター(玉名市社会福祉協議会 本所)
〒865-0016 玉名市岩崎88-4 玉名市福祉センター内
TEL 71-0080 FAX 72-0846



Web申込み

QRコードを読み取り
応募フォームからお
申込みください



子育て支援センター たまっ子らんど ミニクリスマス会を開催しました。



12月3日、10日に玉名市福祉センター たまっ子らんどにおいて、ミニクリスマス会を開催しました。今年度も新型コロナウイルス感染防止のために人数を制限したミニクリスマス会となりましたが、ハンドベルや人形劇「はらぺこあおむし」、ブラックシアター「あわてんぼうのサンタクロース」などが披露されました。最後にはサンタさんよりクリスマスプレゼントが渡され、笑顔いっぱいのミニクリスマス会となりました。プレゼントには何が入っていたかなあ・・・

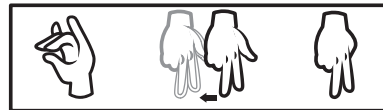
社協プレゼント Quiz コーナー

次の3つの問題の中から正解と思われるものをそれぞれ選んで、回答を官製ハガキに記入のうえ、ご応募ください。

Q1. 干支とは「干」と「支」を組み合わせたもので10種類の「干」と12種類の「支」を組み合わせます。干支は正確には「十干十二支」と言います。2022年は十干十二支で何というのでしょうか？

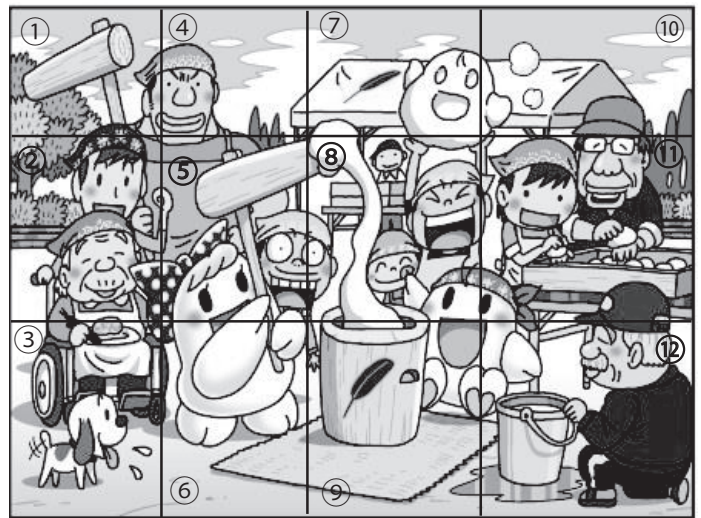
- ①辛丑 (かのとうし)
- ②壬寅 (みずのえとら)
- ③癸卯 (みずのとう)

Q2. 次の指文字は、なんと読みますか？



- ①きずな
- ②きつね
- ③ふれあい

Q3. 赤い羽根共同募金のイラストです。間違いが7か所あります。番号でお答えください。



【応募方法】

官製ハガキに社協プレゼントと問題の答え、住所（玉名市の方のみ）、氏名、年齢、ご意見ご要望を記入のうえ、下記までご郵送ください。全問正解者の中から抽選で10名の方に1,000円相当のクオカードをプレゼントします。申込締切は1月25日（当日消印有効）。なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。

社協プレゼント

- Q1.①
- Q2.②
- Q3.③、④、⑤
- 〒□□□-□□□□
- 玉名市△△△△
- 玉名太郎 ○○歳
- ご意見

— 応募先 —

〒865-0016 玉名市岩崎 88-4 玉名市福祉センター内 玉名市社会福祉協議会 宛

善意の寄附のご紹介

(令和3年11月1日～令和3年11月30日受付まで)

【一般寄附】

●第一生命保険株式会社熊本支社玉名営業オフィス

………《香典返し》………

次の方々から社会福祉協議会に、香典返しにかえてご寄附をいただきました。故人のご冥福をお祈りいたしますとともに、社会福祉の推進のためにより一層努力いたします。
(敬称略・順不同)

〈玉名町地区〉

福島憲一(亡母ツギエ)

内田章嘉(亡母佐代子)

田中 瞳(亡夫兵衛)

薄鍋悦江(亡夫一広)

松尾孝幸(亡母シズ子)

津川典子(亡姉浦馬場子)

〈築山地区〉

坂本浩昭(亡母ヨツメ)

築地八ナ子(亡夫英之)

前田雪子(亡夫静一)

森本洋充(亡祖母エイ子)

松尾富子(亡夫三史磨)

今村和仁(亡母フミ子)

〈滑石地区〉

大野康雄(亡妻マユミ)

中門久治(亡妻ミワ)

近藤博則(亡兄俊幸)

友成幸子(亡父義信)

米村唯宗(亡妻シツコ)

高田純一(亡母シツ子)

〈八嘉地区〉

澤井ナツ子(亡夫一行)

〈梅林地区〉

照本厚夫(亡母ツル子)

小林廣行(亡母アキ子)

〈睦合地区〉

糸永悦司(亡母英子)

荒木利一(亡妻恵子)

〈大野地区〉

荒木末子(亡夫義幸)

横溝八起(亡夫秀一)

〈高道地区〉

竹島康博(亡母マツコ)

城戸恵子(亡夫崇)

貞方信幸(亡妻芳枝)

〈鍋地区〉

松村昭親(亡妻俊子)

土本蓮子(亡母シスカ)

〈横島地区〉

宮本桂子(亡夫助之)

松下隆雄(亡母雅代)

新開征次(亡妻福子)

〈玉水地区〉

徳永敬一(亡妻勝代)

〈小天地区〉

北田恵子(亡夫隆義)

杉山和文(亡父嗣雄)

大保光弘(亡母ツヤ子)

村上明子(亡父博之)

〈小夫東地区〉

谷水 悟(亡妻久子)

福祉機器貸出事業

介護ベッドや車椅子、歩行器等の福祉機器の使用が必要な方へ貸出しを行なっています。機器の在庫状況によっては、貸出しできない場合がありますので、お早めにご相談ください。

■貸出機器の種類

介護ベッド、車椅子、歩行器、エアーマット

■対象者

玉名市民の方で福祉機器が必要な方

※介護保険サービス利用者以外の方を対象としています。介護保険サービスを利用の方は、ご担当のケアマネージャー（介護支援専門員）を通じてご相談ください。



■使用料（会員世帯）

●車椅子・歩行器

1ヶ月無料 継続利用料 200円

●介護ベッド

1ヶ月 2,000円 継続使用料 700円

●エアーマット

1ヶ月 1,000円 継続使用料 500円

※使用料金は前払いになります。

※運搬が必要な場合は運搬料が必要になります。

■貸出申請

事前にご相談いただき福祉機器

借用申請書をご提出ください。

※申請には印鑑が必要です。



■お問合せ先

玉名市社会福祉協議会各支所まで

玉名支所 73-9050 岱明支所 57-4141

横島支所 84-2228 天水支所 82-3737

無料法律相談

日常生活における悩みの中で、法律的な知識を必要とする諸問題について弁護士がお受けし、参考意見の提供を行います。

- ◆相談日 毎月第3木曜日
- ◆相談時間 14:00～16:00（1組30分）
- ◆場所 玉名市福祉センター
- ◆申込み 事前予約制（相談日の前日正午まで）
玉名市社会福祉協議会 TEL71-0080
※玉名市に居住する方が対象です。
※相談回数は年度内1回のみです。
※相談内容によってはご利用できない場合がありますのでご了承ください。